

医療費適正化について

県では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療費適正化計画を策定しており、現在は第3期（平成30年度～令和5年度）にあたる。

国民健康保険の一人あたり医療費は、医療の高度化や被保険者の高齢化の進展により増加していくことが見込まれていることから、将来に渡り安定的な財政運営を続けていくためには医療費の適正化に取り組むことが重要である。

医療費適正化には、生活習慣病の予防などの「健康の保持の推進」によるものと、先発医薬品と比べて安価な後発医薬品の利用促進などの「医療の効率的な提供」によるものがあり、千葉県における昨年度の取組状況は次のようになっている。

1 健康の保持の増進による医療費適正化

(1) 特定健康診査・特定保健指導の受診率向上の取組状況

ア 未受診者への受診勧奨

未受診の理由を分析し、被保険者の特性に合わせた受診勧奨を行うことにより特定健診等の実施率の向上を図る取組

令和4年度は50市町村が実施（令和3年度43市町村）

※ 保険者努力支援制度 事業費分を活用した取組市町村数

イ 受診率の状況（法定報告値より）

千葉県の特定健診・特定保健指導の受診率、実施率は、令和元年度時点で、特定健診が40.9%、特定保健指導が24.8%と上昇傾向となっていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言中の集団健診を中止するなどの影響があり、特定健診が33.0%、特定保健指導が21.8%と低下した。

令和3年度は、健診会場における感染症対策の取組などにより再び上昇傾向となり、特定健康診査が前年度から3.6ポイント増の36.6%、特定保健指導が0.4ポイント増の22.2%となっている。

生活習慣病の重症化予防では、特定健診の検査結果から糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の状況を把握し、必要に応じて特定保健指導において生活改善を促すことにより、該当者本人の健康への意識を高めていくことが重要であり、引き続き、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率の向上に取り組んでいく必要がある。

〔国の目標値〕 特定健診：60%、特定保健指導：45%

・特定健康診査 令和3年度 36.6% (全国平均36.4%)

〔参考〕

令和2年度 33.0% (全国平均33.7%)

令和元年度 40.9% (全国平均38.0%)

・特定保健指導 令和3年度 22.2% (全国平均27.9%)

〔参考〕

令和2年度 21.8% (全国平均27.9%)

令和元年度 24.8% (全国平均29.3%)

(2) 糖尿病性腎症の重症化予防の取組の状況

糖尿病が進行し、合併症である糖尿病性腎症が重症化すると人工透析が必要となり、生活に著しい影響を及ぼすことに加え、高額な医療費が発生する。

そのため、市町村においては、特定健診の結果から糖尿病や糖尿病性腎症により腎臓機能の低下が疑われる方などへ、保健指導や受診勧奨などによる重症化予防の取組を行っており、令和4年度は49市町村で実施している。

また、併せて、レセプト請求データなどの活用により、受診勧奨後に医療機関での受診状況を確認して未受診の者に対して再度の受診勧奨を行う取組や、糖尿病の治療中断者に対する受診勧奨を43市町村で実施している。

糖尿病性腎症は10年、20年という長い期間を経て重症化する疾患であり、早期に対策を行っていくことで予防していくことができる疾患であるため、引き続き、未受診者や治療中断者への受診勧奨を行うことなどにより、糖尿病性腎症の重症化予防の取組を推進していく必要がある。

※ 取組市町村数は、保険者努力支援制度 取組評価分における取組市町村数

2 医療の効率的な提供による医療費適正化

(1) 後発医薬品の使用促進の取組の状況

ア 市町村における被保険者への周知・啓発の取組

- ・差額通知の送付：54市町村
- ・リーフレットの配布：29市町村
- ・広報誌への掲載：9市町村
- ・ジェネリック希望シール等の配布：29市町村

※ 取組市町村数は、保険者努力支援制度 取組評価分における取組市町村数

イ 使用割合

使用割合は厚生労働省が年2回発表しているが、直近の令和4年9月診療分の千葉県における使用割合は令和4年3月の80.1%から0.9ポイント上昇して81.0%となっている。

令和3年度には、後発医薬品の製造販売業者が業務停止命令を受けたことに伴う供給停止などの影響もあり、全国的に使用割合が低下したが、被保険者への周知・啓発の取組を継続的に行ってきた結果、供給の回復に伴い使用割合が上昇してきたものと考えられる。

既に、国が定める目標値である80%を達成しているが、今後もこれまで行ってきた周知・啓発などの取組を継続していくことにより、医療費の増加を抑制する効果が期待できる。

(参考：過去1年の推移)

令和4年9月診療分	81.0%	(全国平均81.1%)
令和4年3月診療分	80.1%	(全国平均80.0%)
令和3年9月診療分	80.1%	(全国平均80.0%)

(2) 医薬品の重複・多剤投与者に対する取組状況

令和4年度は、49市町村において「複数の医療機関で医薬品を重複して処方されている重複投与者」や、「多くの医薬品を処方されている多剤投与者」への取組として、服薬状況をお知らせするための通知の送付や訪問による服薬指導などの取組を行っている。

医薬品を適正に使用することは、過剰な医療費を抑制することに加えて、複数の医薬品の相互作用などによる薬物有害事象を防ぐことなどにより健康保持にも繋がることから、今後も引き続き、取組を推進していく必要がある。

※ 取組市町村数は、保険者努力支援制度 取組評価分における取組市町村数